

## 都市農地の維持に期待したい JAの力発揮



＝ 農的社会デザイン研究所代表・蔦谷栄一 ＝

都市農地の減少が著しい。1991年に改正生産緑地法が成立し、生産緑地は農地並み課税とされ、その大半は92年に指定を受けている。指定によって課せられた30年間の営農義務が終了する2022年には買い取りの申し出が相次ぎ、都市農地の大量売却が懸念されたものの、買い取り期限を10年延長できる特定生産緑地制度が奏功し、生産緑地の89%は維持された。

しかしながら、生産緑地ではない市街化区域内農地の宅地転用が続くとともに、特定生産緑地制度があるとはいえ、所有農家の高齢化に伴って営農継続が困難化しており、次の10年、さらにその次の10年となるほどに宅地転用が加速することが予想され、このままでは遠からず「日本の宝」である生産緑地・都市農地がなくなってしまうことは間違いないと言わざるを得ない。

2015年には都市農業振興基本法が成立し、「宅地化すべきもの」であった都市農地は「あるべきもの」へと、その位置付けが大きく変わった。この変化をもたらしたのは都市農業の持つ「多様な機能」、すなわち①農産物を供給する機能②防災機能③良好な景観を形成する機能④国土・環境の保全機能⑤農作業体験・交流の場としての機能⑥農業に対する理解醸成の機能——を発揮することへの期待である。

都市農地は公共性の高い機能発揮が期待されており、この公共性は都市農業を振興していくことによって発揮される。そして都市農地を半永久的に維持していくためには、都市農地は個人の所有物でありながら公共財産でもあるという、都市農家の意識改革に基づく多様な機能の発揮が必要条件となる。意識改革は容易でないが、これを可能とするためにはJAが「協同の力」を引き出していくことが欠かせない。



「とびあ園芸教室」の様子（JAとびあ浜松提供）

ここで、三大都市圏ではない政令指定都市にあるJAとびあ浜松（浜松市）の取り組みを紹介したい。中山間地域も含めて多様な農業が展開されており、都市農業は一部にとどまる広域JAではあるが、地域住民に「農ある暮らし方 ～農業で人生を豊かに～」を提示し、さまざまなサポートを行っている。

例えば、菜園を楽しみたい市民向けに「とびあ園芸教室」を開催しており、それには基本的作業を習得する「入門編」と、ファーマーズマーケットへの出荷を目指す「応用編」がある。

さらには、生産販売を目指す人向けに「農ライフセミナー」を、商品性の高い野菜などを対象に「パセリの楽園プロジェクト」「エシャレット養成塾」「オレンジライフセミナー（みかん）」を開講するなど、将来の担い手を育成する取り組みを展開している。また、農業で働きたい人と農家をマッチングする「あぐりパートナー」なる無料職業紹介サービスや、女性部を対象にマッチングする「みのらせ隊」、出荷者から成る「玄人野菜の会」などもある。これらの活動が有機的につながり、地域農業の維持・振興になくてはならない貴重な役割を果たしている。

「農ある暮らし」に一人でも多くの地域住民に関心を持ってもらい、都市農業につなげていく。JAは自らの組織力や人的資源にとどまらず、豊富な地域資源を利活用し、ネットワーク化していく能力を持つ。農家が多様な機能を発揮し、都市農地を維持していくためにはJAの「協同の力」発揮が不可欠だ。



蔦谷 栄一（つたや えいいち）

東北大学経済学部卒業。1971年農林中央金庫に入り、熊本支店長、農業部副部長を経て、96年農林中金総合研究所基礎研究部長。常務取締役、特別理事などを経て、2013年11月より現職。